

令和3年度 尼崎市立中央中学校 学校運営基本方針

地域性

比較的落ち着いた住宅地と商店街や繁華街を持つ校区である。15年前に昭和中学校と明倫中学校が合併した学校であるが、現在は合併当初の混乱はない。地域の学校への関心は比較的低いと思われる。

保護者

PTA役員をはじめ、学校への協力は良好な状況である。様々な学校行事への支援や校区内の神社等の祭り、校内の見守りなどの協力体制(見守り隊と名付け、週に2回程度の校内の見回り)が整っている。

新学習指導要領

育成すべき資質・能力

・何を知っているか、何ができるか(個別の知識・技能)
 ・知っていること・できることをどう使うか(思考力・判断力・表現力等)
 ・どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びに向かう力、人間性等)

校訓

自律・調和・向上

県の指導の重点

・自立し未来に挑戦する態度の育成
 ・生きる力を育む教育の推進
 ・子どもたちの学びを支える仕組みの確立
 ・すべての県民が学ぶ生涯学習社会の形成

市の教育基本方針

・未来志向の教育
 ・個の尊厳や人権の尊重
 ・家庭・地域社会との連携

本校の教育目標

自らを律し、社会的に自立し、健全な市民生活を送るための力の育成
 ・知「学力の形成」
 ・徳「社会性の育成」
 ・体「健やかな体の育成」

めざす学校像

学校全体としての組織的・計画的取組により、保護者・地域に信頼される学校

めざす生徒像

・意欲を持ち主体的に行動のできる生徒
 ・自他ともに大切にし、協働・共生する生徒
 ・常に目標を持ち、目標に向かって努力する生徒

めざす教師像

・指導力を高め、学力向上や生活指導に手立てを尽くす教師
 ・使命感・行動力を備え、積極的に学校経営に参加する教師
 ・組織を大切にし、健康で共に支え合う教師



学校経営上及び生徒指導上の諸課題

・基本的生活習慣及び学習習慣を確立する
 ・不登校生徒減少に向けた組織的取組を推進する
 ・キャリア教育や道徳教育等を充実させ、生き方や社会性の醸成を図る
 ・定時退勤や業務改善等、働き方を改革するための手立ての推進を図る

本年度の重点取組項目

1 学力向上を図る(新学習指導要領への対応)

①主体的・対話的で深い学びのある授業の創造 ②家庭学習の習慣化 ③学習規律の確立

2 道徳教育や人権教育を推進する

①教育活動全体を通じた道徳教育の推進 ②道徳科の質と量の確保 ③人権教育の充実

3 基本的生活習慣を育む

①心身の健康づくり ②生徒指導の充実 ③社会性・自立心の育成

4 信頼される学校を創る

①積極的な情報発信 ②教職員の専門性の向上 ③保護者との良好な関係づくり

5 勤務時間の適正化を図る

①バランスのとれた部活動運営 ②定時退勤日の徹底 ③勤務時間の割り振り変更の定着

具体的な取組

1 学力向上を図る(新学習指導要領への対応)

- ① 主体的・対話的で深い学びのある授業の創造
 - i) 本時の授業の目標、振り返り(まとめ)を明確にし、生徒が見通しを持って学習できるように工夫する。
 - ii) ICTや学ボード、ペアトークやグループワークなど、視覚的、主体的、対話的な学習形態を取り入れるなど、積極的に授業改善を図っていく。
 - iii) 各教科等の見方・考え方を働かせ、知識を相互に関連付けより深く理解させたり、問題を見いだして解決策を考えたりする学びの場を実現する。
 - iv) ユニバーサルデザイン化を推進し、全ての生徒がわかる授業をめざす。
 - v) キャリア教育を推進し、自分の生き方を考えたり、社会性の醸成を図る取り組みを実践する。
- ② 家庭学習の習慣化
 - i) 家庭学習ノートなど、保護者と連携し学習習慣を身につけさせる。
 - ii) 学力定着支援事業を活用し、放課後学習等により学習の仕方を身につけさせる。
- ③ 学習規律の確立
 - i) 授業の始まり、終わりのあいさつを励行する。
 - ii) 私語、立ち歩き等、授業妨害への指導は、教科担任を中心に組織として対応を図る。

2 道徳教育を推進する(新学習指導要領への対応)

- ① 教育活動全体を通じた道徳教育の推進
 - i) 全体計画、年間指導計画に基づき、道徳科はもとより、各教科や総合的な学習の時間、特別活動において道徳的実践力を育む取組みを推進する。
 - ii) 宿泊学習や修学旅行、トライやるウィーク等、体験活動では、思いやりの心や自立心を育み、人や社会とかがわる力の育成を図る。
- ② 道徳科の質と量の確保
 - i) 年間35時間を確実に実施するとともに、内容項目22項目を計画的に実施する。
 - ii) 道徳科における考え議論する授業研究を推進するとともに、評価方法の研究を進める。
- ③ 人権教育の充実
 - i) LGBTに関する学習を計画的に進め、一人一人の個性を大切に教育の推進を図る。
 - ii) いじめや携帯電話、スマートフォン等、人権意識を高める研究を推進する。

3 基本的な生活習慣を育む

- ① 心身の健康づくり
 - i) 安全を確保しながら、体育・スポーツ活動を通じて、心身ともに健康な身体づくりを推進する。
 - ii) 保護者の協力を得ながら、「早寝・早起き・朝ごはん」等の生活習慣の育成を図る。
- ② 生徒指導の充実
 - i) 生徒一人一人の内面理解に努め、特性を踏まえたていねいな指導を徹底する。
 - ii) 不登校生徒の理解及び対応について関係機関との連携を強化し組織的対応を図る。
 - iii) いじめ防止基本方針に従い、未然防止・早期発見・早期対応に組織的に取り組む。
 - iv) 学校生活の基本「時を守り、場を清め、礼を正す」をチーム学校として組織で対応する。
 - v) 校区の小中学校が共通実践事項「3S(静寂・姿勢・整理整頓)」に取り組む。
- ③ 社会性・自立心の育成
 - i) 学級活動や行事等を通じて集団とのかかわりを学ばせ、社会性を身につけさせる。
 - ii) キャリア教育を推進し、社会の中で自立することのできる力を育む。

4 信頼される学校を創る

- ① 積極的な情報発信
 - i) 学校だよりやホームページなど、生徒の活動や学校の取組みなど、保護者や地域に向けて情報を積極的に公開する。
 - ii) 参観日や体育大会など、保護者や地域の方が参加しやすい日程を考慮し、学校の様子を可能な限り公開する。
- ② 教職員の専門性の向上
 - i) 教職員は学習指導、生徒指導等、1人の職業人として常に学ぶ姿勢を持ち続けるとともに、勤務時間の適正化を図り、健康を維持しながら生徒と向き合う時間を確保する。
 - ii) チーム学校として、学習指導や生徒指導等における組織力を向上させ、常に組織としての対応を図る。
 - iii) 特別支援教育に関する専門性を高め、合理的配慮等、組織的な支援体制を構築する。
- ③ 保護者や地域との良好な関係づくり
 - i) 自分の行っている生徒への支援や指導が、その保護者にどのように見えるのか、伝わるの

- かを意識した教育活動を実践する。
- ii) 苦情には、真摯に対応するとともに、理不尽な内容に対しては、ていねいに、かつ、毅然とした態度で対応する。
 - iii) 週に2回、保護者や地域の方と一緒に、校内「見守り隊」を結成し、授業や校舎内外を見回る。

5 勤務時間の適正化を図る

- ① 学習活動とのバランスのとれた部活動運営
 - i) 週1回、土日のいずれか1日の「ノー部活デー」を組織的に実施し、教職員の時間的余裕を確保し、生徒及び教職員の健康面への配慮を行う。
 - ii) 各部活動の実施予定表や練習計画等を作成し、計画的な実施を図る。
- ② 定時退勤日の徹底
 - i) 計画的な事務処理等を行うことで、週1回の定時退勤日の実施を確実に図る。
 - ii) My定時退勤日のさらなる推進を図る。
- ③ 勤務時間の割り振り変更の定着
 - i) 記録簿の記載を定期的に行い、週休日の振り替え、勤務時間の割り振り変更等を確実に実施する。
 - ii) 月1回衛生委員会を実施し、教職員の健康の保持増進に配慮する。